

近畿地方整備局 福井河川国道事務所

資料配布

配布
日時

平成25年6月18日
14時00分

件
名

河川管理者と水利使用者で現状・課題を情報交換
～第15回九頭竜川水系水利用情報交換会を開催～

概

<会議内容>

本会議は、河川管理者と関係水利使用者間で九頭竜川水系の水利用の状況や河川の状況等について情報交換し、現状・課題の認識を通して相互理解を図ります。

※平成11年10月28日に発足し、以後、毎年開催

記

要

1. 九頭竜川水系水利用情報交換会

○日 時：平成25年6月20日(木) 14:00～15:30

○場 所：福井河川国道事務所 第2会議室

※会議は公開です。資料は当日会場にて配布します。

取扱い、

同時配布

福井県政記者クラブ

〈問い合わせ先〉

近畿地方整備局 福井河川国道事務所

電話：0776-35-2661(代表)

電話：0776-35-2662(夜間)

副 所 長 宇 野

河川占用調整課長 松 寺

九頭竜川水系水利用情報交換会規約

(名称)

第1条 本会は、九頭竜川水系水利用情報交換会（以下「情報交換会」という。）と称する。

(目的)

第2条 情報交換会は、河川管理者と関係水利使用者が水利用に関する情報交換や意見交換（以下「情報交換等」という。）を行うことにより、九頭竜川水系の水利用に関する情報を共有し、現状や課題を認識し、河川管理者と関係水利使用者間、又は関係水利使用者間の相互理解を醸成することを目的とする。

(情報交換等)

第3条 情報交換会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関する情報交換等を行うものとする。

- 一 河川の状況に関する事項
- 二 水利用に関する事項
- 三 その他情報交換会の目的達成に関する事項

(開催)

第4条 情報交換会の開催は、原則として毎年1回事務局により行うものとする。
ただし、情報交換等が必要なときは、構成機関の発議により、必要に応じて事務局が開催するものとする。

(構成機関)

第5条 情報交換会の構成機関は、河川管理者及び主要な関係水利使用者とし、別表に掲げる機関で構成する。

(事務局)

第6条 情報交換会の事務局は、国土交通省福井河川国道事務所に置くものとする。

(その他)

第7条 この規約で定めるもののほか、情報交換に関して必要な事項は情報交換会で定める。また、この規約を改正する必要がある場合は、情報交換会で定める。

付 則

本規約は平成11年10月28日から施行する。

(平成15年11月6日一部改正)

別表

構 成 機 関

(利 水 者)

機 関 名	担 当 部 署
北陸農政局	(農) 農村振興課 水利整備課 西北陸土地改良調査管理事務所
福井県	(上)(工)公営企業経営課 (農) 農村振興課
福 井 市	(上) 企業局浄水課
勝 山 市	(上) 上下水道課 (農) 農林政策課
レンゴー (株)	(工) 金津事業所
北陸電力 (株)	(発) 福井支店
電源開発 (株)	(発) 九頭竜電力所
関西電力 (株)	(発) 北陸支社
日本海発電 (株)	
小舟渡土地改良区	(農) 小舟渡土地改良区
真名川土地改良区連合	(農) 真名川土地改良区連合
福井朝日土地改良区	(農) 福井朝日土地改良区
九頭竜川鳴鹿堰堤 土地改良区連合	(農) 九頭竜川鳴鹿堰堤土地改良区連合
九頭竜川左岸用水土地改良区	(農) 九頭竜川左岸用水土地改良区
足羽川堰堤土地改良区連合	(農) 足羽川堰堤土地改良区連合
日野川用水土地改良区	(農) 日野川用水土地改良区

(河川管理者)

機 関 名	担 当 部 署
福井河川国道事務所	河川占用調整課 河川管理第一課 調査第一課
九頭竜川ダム統合管理事務所	管 理 課
足羽川ダム工事事務所	工 務 課
福 井 県	河 川 課